騒音・振動に係る届出の手引き

帯広市都市環境部環境室環境課

（令和５年１月）

事業者の方へ

　騒音・振動の防止のため、各種法令に基づき騒音・振動発生施設の設置や特定建設作業の実施について、届出及び規制基準の遵守が義務づけられています。本書はこれらの概要をまとめたものです。

事業者の方はこれらの届出を確実に行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境の保全に努めてください。

　また、騒音・振動公害は感覚的要素、感情的要素の強い公害です。

苦情やトラブルを事前に防ぐためには、規制基準を遵守すると同時に、工事実施前の充分な地元説明等の実施や周辺住民との日頃からの円滑なコミュニケーションの確保等に配慮してください。

目次

1. 騒音・振動規制の概要 P2

２．特定施設に関する届出について P5
(1)特定施設の種類 P5
(2)届出の種類、届出方法 P16
記入例 P19

３．特定建設作業に関する届出について P23
(1) 特定建設作業の種類 P23
(2) 届出の種類、届出方法 P25
記入例 P26

４．指定地域 P27

５．規制基準 P28

1. 騒音、振動規制の概要

　帯広市においては、騒音・振動の防止のため、騒音規制法・振動規制法・北海道公害防止条例・帯広市公害防止条例に基づく**特定施設**の設置や**特定建設作業**の実施について、届出及び規制基準の遵守が義務づけられています。

地域により、対象となる法令が以下のとおり異なりますので、事前にご確認をお願いいたします。

1. **指定地域内**・・騒音規制法、振動規制法、市条例、道条例に基づく届出が必要な地域です。
2. **指定地域外**・・道条例の届出が必要な地域です。

※特定建設作業の実施にあたっては、指定地域外の届出は不要になります。

指定区域に関しては、本手引き27ページを、指定区域図は環境室環境課ホームページをご覧ください。（騒音振動規制地域区域区分図）

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/718/kiseizu2018.pdf>

以下の場合に、それぞれの法令に基づく届出が必要です。

・**特定施設（騒音・振動発生施設）**の設置、廃止、届出内容の変更がある場合

・**特定建設作業**を実施する場合

公害関係の各種届出

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/kankyo/taisaku/1003718.html>

特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設であって、それぞれの法令で定められている施設のことです。

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、それぞれの法令で定められている作業のことです。

届出・問い合わせの受付窓口

〒080-8670　帯広市西5条南7丁目1番地　帯広市役所6Ｆ

都市環境部 環境室環境課 環境対策係

TEL:0155-65-4136 FAX:0155-23-0159

受付時間　8時45分～17時30分

※添付書類のない届出（氏名等変更届、承継届、廃止届）については、電子メールにての提出も受付けます

Eメールアドレス　environment@city.obihiro.hokkaido.jp

（届出の概要フロー図）

1. 騒音を発生する施設を設置する場合

設置場所は騒音規制法の「指定地域」内か？

騒音規制法の「特定施設」に該当するか？

帯広市公害防止条例の「特定施設」に該当するか？

北海道公害防止条例の「騒音発生施設」に該当するか？

騒音規制法の「特定施設」設置届出

届出は不要

北海道公害防止条例の「騒音発生施設」設置届出

帯広市公害防止条例の「特定施設」設置届出

YES

NO

YES

NO

NO

NO

YES

YES

1. 振動を発生する施設を設置する場合

設置場所は振動規制法の「指定地域」内か？

振動規制法の「特定施設」に該当するか？

北海道公害防止条例の「振動発生施設」に該当するか？

振動規制法の「特定施設」設置届出

届出は不要

北海道公害防止条例の「振動発生施設」設置届出

YES

YES

YES

NO

NO

NO

1. 騒音・振動を発生する建設作業を実施する場合

作業場所は騒音規制法・振動規制法の「指定地域」内か？

作業は騒音規制法・振動規制法の両方又はいずれかの「特定建設作業」に該当するか？

届出は不要

当該「特定建設作業」がその作業を開始した日に終わるか？

騒音規制法・振動規制法の両方またはいずれかの「特定建設作業」実施届出

YES

YES

NO

NO

NO

1. 特定施設に関する届出について

（１）特定施設の種類

・次に掲げる特定施設及び騒音発生施設を設置しようとする場合、または設置済みで未届けの場合は、帯広市に速やかに届出をしなければなりません。

・設置工事の30日前までに届出が必要です。

|  |
| --- |
| １　騒音規制法における特定施設 |
| 大分類（項） | 小分類（細分） | 規模・能力 |
| 1. 金属加工機械
 | イ　圧延機械ロ　製管機械ハ　ベンディングマシンニ　液圧プレスホ　機械プレスヘ　せん断機ト　鍛造器チ　ワイヤーフォーミングマシンリ　ブラストヌ　タンブラール　切断機 | 原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限るロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る矯正プレスを除く呼び加圧能力が294kN以上のものに限る原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限るタンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く砥石を用いるものに限る |
| 2.空気圧縮機及び送風機 |  | 原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る |
| 3.土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 |  | 原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る |
| 4.織機 |  | 原動機を用いるものに限る |
| 5.建設用資材製造機械 | イ　コンクリートプラン　　トロ　アスファルトプラン　　ト | 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る混練機の混練重量が200kg以上のものに限る |
| 6.穀物用製粉機 |  | ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る |
| 7.木材加工機械 | イ　ドラムバーカーロ　チッパーハ　砕木機ニ　帯のこ盤ホ　丸のこ盤ヘ　かんな盤 | 原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る |
| 8.抄紙機 |  |  |
| 9.印刷機械 |  | 原動機を用いるものに限る |
| 10.合成樹脂用射出成形機 |  |  |
| 11.鋳型造型機 |  | ジョルト式のものに限る |

※騒音規制法に基づく届出書については、押印が不要となりました

（押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和２年環境省令第31号。令和２年12月28日公布施行）

|  |
| --- |
| ２．振動規制法　における特定施設 |
| 大分類（項） | 小分類（細分） | 規模・能力 |
| 1.金属加工機械 | イ　液圧プレスロ　機械プレスハ　せん断機ニ　鍛造機ホ　ワイヤーフォーミングマシン | 矯正プレスを除く原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る |
| 2.圧縮機 |  | 原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る（冷凍機を除く） |
| 3.土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 |  | 原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る |
| 4.織機 |  | 原動機を用いるものに限る |
| 5.コンクリートブロックマシン |  | 原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る |
| コンクリート管製造機械コンクリート柱製造機械 |  | 原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る |
| 6.木材加工機械 | イ　ドラムバーカーロ　チッパー | 原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る |
| 7.印刷機械 |  | 原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る |
| 8.ゴム練用または合成樹脂練用のロール機 |  | カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る |
| 9.合成樹脂用射出成形機 |  |  |
| 10.鋳型造型機 |  | ジョルト式のものに限る |

※振動規制法に基づく届出書については、押印が不要となりました

（押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和２年環境省令第31号。令和２年12月28日公布施行）

|  |
| --- |
| ３-1．北海道公害防止条例　における騒音発生施設 |
| 項 | 種類 | 規模等 |
| 1 | 金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの1. 圧延機械
2. 製管機械
3. ベンディングマシン（ロール式のものに限る）
4. 液圧プレス（矯正プレスを除く）
5. 機械プレス
6. せん断機
7. 鍛造機
 | 原動機の定格出力の合計が22.5kW以上であること。原動機の定格出力が3.75kW以上であること呼び加圧能力が30重量トン以上であること原動機の定格出力が3.75kW以上であること |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機 | 原動機の定格出力が7.5kW以上であること |
| 3 | 窯業製品または土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級器 | 原動機の定格出力が7.5kW以上であること |
| 4 | 建設用資材の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの1. コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く）
2. アスファルトプラント
 | 混練機の混練容量が0.45㎥以上であること混練機の混練重量が200kg以上であること |
| 5 | 穀物用製粉機（ロール式のものに限る） | 原動機の定格出力が7.5kW以上であること |
| 6 | 木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの1. ドラムバーカー
2. チッパー
3. 砕木機
4. 帯のこ盤
5. 丸のこ盤
6. かんな盤
 | 原動機の定格出力が2.25KW以上であること原動機の定格出力が製材用のものにあっては15KW以上、木工用のものにあっては、2.25kW以上であること原動機の定格出力が2.25kW以上であること |
| 7 | 抄紙機 |  |
| 8 | 印刷機械（原動機を用いるものに限る） |  |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 |  |
| 10 | 鍛型造型機（ジョルト式のものに限る） |  |

|  |
| --- |
| ３-２．北海道公害防止条例　における振動発生施設 |
| 項 | 種類 | 規模等 |
| 1 | 金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの1. 液圧プレス
2. 機械プレス
3. せん断機
4. 鍛造機
5. ワイヤーフォーミングマシン
 | 矯正プレスを除く原動機の定格出力が1kW以上であること原動機の定格出力が37.5kW以上であること |
| 2 | 圧縮機 | 原動機の定格出力が7.5kW以上であること（冷凍機を除く） |
| 3 | 遠心分離機 | 原動機の定格出力が3.7kW以上であること |
| 4 | 窯業製品または土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機の定格出力が7.5kW以上であること |
| 5 | 織機 | 原動機を用いるものであること |
| 6 | コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの1. コンクリートブロックマシン
2. コンクリート管製造機
3. コンクリート柱製造器
4. コンクリートプラント
 | 原動機の定格出力の合計が2.9kW以上であること原動機の定格出力の合計が10kW以上であること原動機の定格出力の合計が10kW以上であること気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎥以上であること |
| 7 | 木造加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの1. ドラムバーカー
2. チッパー
 | 原動機の定格出力が2.2kW以上であること |
| 8 | 印刷機械 | 原動機の定格出力が2.2kW以上であること |
| 9 | ゴム錬用または合成樹脂用のロール機 | カレンダーロール機を除き、原動機の定格出力が30kW以上であること。 |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 |  |
| 11 | 鍛型造型機 | ジョルト式のものに限る |

|  |
| --- |
| ４.帯広市公害防止条例　における特定施設 |
| 項 | 施設名 | 規模 |
| 1 | 金属加工機械1. せん断機
2. 研磨機
3. 高速切断機
 | 原動機の定格出力が0.75kW以上であるもの |
| 2 | コンプレッサー | 原動機の定格出力が2.2kW以上であるもの |
| 3 | 送風機 | 原動機の定格出力が2.2kW以上であるもの |
| 4 | 木工加工機械1. 帯のこ盤
2. 丸のこ盤
3. かんな盤
 | 原動機の定格出力が0.75kW以上のものであるもの |
| 5 | エンジン | 原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの |
| 6 | 発電機 | 原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの |
| 7 | 拡声器 | 商業宣伝のため使用するものに限る。ただし、移動式のものを除く。 |
| 6.発電機については非常用も含みます。 |

○届出の要否対照表（特定施設）

（記号：○⇒指定区域　●⇒指定区域外　◎⇒市内全域　に設置する場合）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 届出対象となる規模・能力 | 騒音規制法 | 振動規制法 | 道条例（騒音） | 道条例（振動） | 市条例 |
| 金属加工機械 |
| 圧延機械 | 原動機の定格出力の合計が22.5kW以上 | ○ |  | ● |  |  |
| 製管機械 |  | ○ |  | ● |  |  |
| ベンディングマシン | ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上 | ○ |  | ● |  |  |
| 液圧プレス | 矯正プレスを除く | ○ | ○ | ● | ● |  |
| 機械プレス | 呼び加圧能力が294kN(30重量t)以上 | ○ | ○ | ● | ● |  |
| 呼び加圧能力が294kN（30重量t）未満 |  | ○ |  | ● |  |
| せん断機 | 原動機の定格出力が3.75kW以上 | ○ | ○ | ● | ● |  |
| 原動機の定格出力が1kW以上 |  | ○ |  | ● | ○ |
| 原動機の定格出力が0.75KW以上 |  |  |  |  | ○ |
| 鍛造機 |  | ○ | ○ | ● | ● |  |
| ワイヤーフォーミングマシン | 原動機の定格出力が37.5kW以上 | ○ | ○ |  | ● |  |
| 原動機の定格出力が37.5kW未満 | ○ |  |  |  |  |
| 分類 | 届出対象となる規模・能力 | 騒音規制法 | 振動規制法 | 道条例（騒音） | 道条例（振動） | 市条例 |
| ブラスト | タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く | ○ |  |  |  |  |
| タンブラー |  | ○ |  |  |  |  |
| 切断機 | といしを用いるもの | ○ |  |  |  |  |
| 研磨機 | 原動機の定格出力が0.75kW以上 |  |  |  |  | ○ |
| 高速切断機 | 原動機の定格出力が0.75kW以上 |  |  |  |  | ○ |
| 圧縮機及び送風機 |
| 空気圧縮機 | 原動機の定格出力が7.5kW以上 | ○ | ○ | ● | ● |  |
| 圧縮機 | 原動機の定格出力が7.5kW以上 |  | ○ |  | ● | ○ |
| 原動機の定格出力が2.2kW以上 |  |  |  |  | ○ |
| 送風機 | 原動機の定格出力が7.5kW以上 | ○ |  | ● |  |  |
| 原動機の定格出力が2.2kW以上 |  |  |  |  | ○ |
|  |
| 分類 | 届出対象となる規模・能力 | 騒音規制法 | 振動規制法 | 道条例（騒音） | 道条例（振動） | 市条例 |
| コンクリートプラント | 気ほうコンクリートプラントを除き、混錬機の混錬容量が0.45㎥以上 | ○ |  | ● | ◎ |  |
| コンクリートブロックマシン | 原動機の定格出力の合計が2.95kW以上 |  | ○ |  | ● |  |
| コンクリート管製造機械 | 原動機の定格出力の合計が10kW以上 |  | ○ |  | ● |  |
| コンクリート柱製造機械 | 原動機の定格出力の合計が10kW以上 |  | ○ |  | ● |  |
| アスファルトプラント | 混錬機の混錬容量が200kg以上 | ○ |  | ● |  |  |
| 木材加工機械 |
| ドラムバーカー |  | ○ | ○ | ● | ● |  |
| チッパー | 原動機の定格出力が2.2kW以上 |  | ○ |  | ● |  |
| 原動機の定格出力が2.25kW以上 | ○ | ○ | ● | ● |  |
| 砕木機 |  | ○ |  | ● |  |  |
| 帯のこ盤・丸のこ盤 | 原動機の定格出力が・製材用：15kW以上・木工用：2.25kW以上 | ○ |  | ● |  |  |
| 分類 | 届出対象となる規模・能力 | 騒音規制法 | 振動規制法 | 道条例（騒音） | 道条例（振動） | 市条例 |
| 帯のこ盤・丸のこ盤 | 原動機の定格出力が・製材用：0.75kW以上 ・木工用：0.75kW以上 |  |  |  |  | ○ |
| かんな盤 | 原動機の定格出力が2.25kW以上 | ○ |  | ● |  |  |
| 原動機の定格出力が0.75kW以上 |  |  |  |  | ○ |
| その他機械 |
| 遠心分離機 | 原動機の定格出力が3.7kW以上 |  |  |  | ◎ |  |
| 破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（土石用又は鉱物用） | 原動機の定格出力が7.5kW以上 | ○ | ○ |  |  |  |
| 破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（窯業製品または土石製品製造用） | 原動機の定格出力が7.5kW以上 |  |  | ● | ● |  |
| 織機 |  | ○ | ○ |  | ● |  |
| 穀物用製粉機 | ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの | ○ |  | ● |  |  |
| 抄紙機 |  | ○ |  | ● |  |  |
| 印刷機械 | 原動機の定格出力が2.2kW以上 | ○ | ○ | ● | ● |  |
| 分類 | 届出対象となる規模・能力 | 騒音規制法 | 振動規制法 | 道条例（騒音） | 道条例（振動） | 市条例 |
| 印刷機械 | 原動機の定格出力が2.2kW未満 | ○ |  | ● |  |  |
| ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 | カレンダーロール機以外のものであって原動機の定格出力が30kW以上 |  | ○ |  | ● |  |
| 合成樹脂用射出成型機 |  | ○ | ○ | ● | ● |  |
| 鋳型造型機 | ジョルト式のもの | ○ | ○ | ● | ● |  |
| エンジン | 原動機の定格出力が7.5kW以上のもの |  |  |  |  | ○ |
| 発電機 | 原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの |  |  |  |  | ○ |
| 拡声器（商業宣伝のため使用するものに限る。ただし、移動式のものを除く。） |  |  |  |  |  | ○ |

（２）届出の種類、届出方法

（届出時の注意点）

・該当する特定施設については、各法令（騒音規制法・振動規制法・道条例・市条例）ごと

　に分け、法令ごとに指定した様式を用いて届出をしてください。※11頁～要否対照表参照

・届出は正本に写しを添えて、2部提出してください。

・複数の法令に基づく届出が必要な場合には、法令ごとに2部ずつ提出してください。

・届出の期日、必要な添付書類のご確認をお願いします。

押印について

※騒音規制法・振動規制法に基づく届出書については、押印が不要となりました。

（押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和２

年環境省令第31号。令和２年12月28日公布施行））

※北海道公害防止条例についても、押印は不要となりました。（北海道公害防止条例施行

規則の一部改正（循環第328号。令和３年４月１日公布施工））

※帯広市公害防止条例についても、押印は不要となりました。

●設置届・・・・工場・事業場内に、特定施設を初めて設置する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法律名 | 届出名 | 様式 |
| 騒音規制法（第６条第１項） | 特定施設設置届出書 | 様式１ |
| 振動規制法（第６条第１項） | 特定施設設置届出書 | 様式１ |
| 北海道公害防止条例（第４０条） | 騒音（振動）発生施設設置（使用・変更）届出書 | 第９、１０号様式 |
| 帯広市公害防止条例（第６条） | 特定施設設置（使用）届出書 | 様式第１号 |

※ただし、騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設を設置する工場や事業場（特定工場等）の場合には、帯広市公害防止条例に基づく届出は不要です。

* 添付書類
	1. 騒音防止方法の概要を示す書類（例えば特定施設や防音施設に関する資料、敷地境界までの距離を示す図面等）
	2. 工場・事業場及び付近の見取図
	3. 特定施設の配置図
* 提出期限・・・工事開始の日の30日前まで

●数変更届・・・既に特定施設を設置している工場・事業場において、特定施設の数を変更する場合、または従来設置していなかった種類の特定施設を設置する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法律名 | 届出名 | 様式 |
| 騒音規制法（第８条第１項） | 特定施設の種類ごとの数変更届出書 | 様式３ |
| 振動規制法（第８条第１項） | 特定施設の種類及び能力ごとの数・使用の方法変更届出書 | 様式３ |
| 北海道公害防止条例（第４２条） | 騒音（振動）発生施設設置（使用・変更）届出書 | 第９、１０号様式 |
| 帯広市公害防止条例（第８条） | 内容変更届出書 | 様式第２号 |

※ただし、騒音規制法と北海道公害防止条例においては、特定施設の種類ごとの数を減少させる場合、または直近の届出数の2倍以内の増加の場合は届出は不要です。振動規制法においては、特定施設の種類および能力ごとの数を増加しない場合には届出は不要です。

* 添付書類、提出期限・・・設置届と同様

●防止の方法変更届・・・騒音・振動の防止の方法を変更する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法律名 | 届出名 | 様式 |
| 騒音規制法（第８条第１項） | 騒音の防止の方法変更届出書 | 様式４ |
| 振動規制法（第８条第１項） | 振動の防止の方法変更届出書 | 様式４ |
| 北海道公害防止条例（第４２条） | 騒音（振動）発生施設設置（使用・変更）届出書 | 第９、１０号様式 |
| 帯広市公害防止条例（第８条） | 内容変更届出書 | 様式第２号 |

※ただし、防止方法の変更により発生する騒音振動の大きさが増加しないと判断できる場合は届出は不要です。

* 添付書類・・防止方法の変更が分かる図面等
* 提出期限・・工事の開始の日の30日前まで

●廃止届・・・工場・事業場にある全ての特定施設を廃止する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法律名 | 届出名 | 様式 |
| 騒音規制法（第１０条） | 特定施設使用全廃届出書 | 様式７ |
| 振動規制法（第１０条） | 〃 | 様式７ |
| 北海道公害防止条例（第４５条） | 騒音（振動）発生施設使用全廃届出書 | 第７号様式 |
| 帯広市公害防止条例（第１１条） | 特定施設使用廃止届出書 | 様式第５号 |

* 添付書類・・なし
* 提出期限・・廃止した日から30日以内

●氏名等変更届・・届出者の氏名、法人名（代表者が変わった時も含む）、本社所在地、工場・事業場名等に変更があった場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法律名 | 届出名 | 様式 |
| 騒音規制法（第１０条） | 氏名等変更届出書 | 様式６ |
| 振動規制法（第１０条） | 〃 | 様式６ |
| 北海道公害防止条例（第４５条） | 〃 | 第６号様式 |
| 帯広市公害防止条例（第１１条） | 〃 | 様式第４号 |

* 添付書類・・なし
* 提出期限・・変更した日から30日以内

●承継届・・対象施設の全てを譲り受け、または借り受けた場合

　　　　　　相続、合併、分割により特定施設のすべてを承継した場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法律名 | 届出名 | 様式 |
| 騒音規制法（第１１条第３項） | 承継届 | 様式８ |
| 振動規制法（第１１条第３項） | 〃 | 様式８ |
| 北海道公害防止条例（第４６条） | 〃 | 第８号様式 |
| 帯広市公害防止条例（第１２条第３項） | 〃 | 様式第６号 |

* 添付書類・・なし
* 提出期限・・承継した日から30日以内

●使用届・・法改正等で新たに特定施設が追加された時に、既に該当する施設を設置している場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法律名 | 届出名 | 様式 |
| 騒音規制法（第７条第１項） | 特定施設使用届出書 | 様式２ |
| 振動規制法（第７条第１項） | 特定施設使用届出書 | 様式２ |
| 北海道公害防止条例（第４１条） | 騒音（振動）発生施設設置（使用・変更）届出書 | 第９、１０号様式 |
| 帯広市公害防止条例（第７条） | 特定施設設置（使用）届出書 | 様式第１号 |

* 添付書類・・設置届と同様
* 提出期限・・特定施設となった日から30日以内

様式第1

記入例

（設置届/騒音規制法）

特定施設設置届出書

 　 　　　　　　　○○年 ○月 ○○日

帯広市長様

住　　所　帯広市西○○条南○丁目１

氏　　名　○○株式会社

　　　　　代表取締役社長　帯広　太郎

電話番号　0155-○○-○○○○

　騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場の名称 | ○○株式会社○○工場 | ※　整理番号 | 　 |
| 工場又は事業場の所在地 | 帯広市西○○条北○丁目 | ※　受理年月日 | 年　　月　　日 |
| 工場又は事業場の事業内容 | 印刷業 | ※　施設番号 | 　 |
| 常時使用する従業員数 | 15人 | ※　審査結果 | 　 |
| △騒音の防止の方法 | 別紙のとおり。 | ※　備考 | 　 |
| 特定施設の種類 | 型式 | 公称能力 | 数 | 使用開始時刻(時・分) | 使用終了時刻(時・分) |
| 9.印刷機 | ○○製SE-156E | 0.4kW | 1 | 8時45分 | 17時30分 |
| 　特定施設の分類表から選択して記載 | 　 | 　 | 　操業又は営業時間を記載非常用の発電機は「停電発生時」から「復旧時」と記載 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　備考　1　特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

　　　　2　騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

　　　　3　※印の欄には、記載しないこと。

　　　　4　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別記第９号様式

記入例（変更届/道条例）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年　　月　　日

　　　帯広市長　様

届出者　住所（所在地）帯広市西○○条北〇丁目

氏名（名称及び代表者氏名）株式会社〇〇

株代表取締役　帯広　太郎

　　北海道公害防止条例第40条（第41条、第42条）の規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場の名称 | 株式会社○○本社工場 | ※整理番号 |  |
| 工場又は事業場の所在地 | 西○○条北○町目△ | ※受理年月日 |  |
| 資本金額又は出資金額 | 800万円 | ※施設番号 |  |
| 就業者数 | 　　　　50　人 | ※審査結果 |  |
| 業種 | 木材・木製品製造業 | 騒音の防止の方法 | 別紙のとおり |
| 操業期間 | 通年 | ※備　　　考 |  |
| 作業時間 | 8時30分～17時30分 |
| 敷地面積（建築面積） | 　1200㎡（900㎡） |
| 騒音発生施設の種類 | 型式 | 公称能力 | 数 | 使用開始時刻（　時　分） | 使用終了時刻（　時　分） |
| ６.(1)ドラムバーカー | ○○製□□―△ | 10kW | 1→1 | 8時30分 | 17時30分 |
| ６.(1)ドラムバーカー | ●●製□□―△ | 7.5kW | 0→1 | 8時30分 | 17時30分 |
| 添付書類　１　工場又は事業場及びその付近の見取図（距離を示すこと。）２　騒音発生施設及び騒音を防止するための施設の設置場所を示す図面 |

　備考　１　騒音発生施設の種類の欄には、北海道公害防止条例施行規則別表第４に掲げる該当の番号及び名称を記載すること。

２　騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。

３　変更届出の場合には、変更のある部分について変更前及び変更後の内容を対照させること。

４　※印の欄には、記載しないこと。

５　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４号（第７条関係）

記入例

（氏名等変更届/市条例）

氏名等変更届出書

○○年○月○日

　　　帯広市長　様

住所（所在地）

帯広市西○条南○丁目○番地

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

○○株式会社

代表取締役社長　帯広　太郎

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、帯広市公害防止条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場・事業場の名称 | ○○株式会社 | ※ |  |
| 工場・事業場の所在地 | 西○条南○丁目○番地 |
| 変更内容 | 変更前 | 代表取締役社長　帯広　太郎 | ※受理年月日 |  |
| 変更後 | 代表取締役社長　環境　次郎 | ※ |  |
| 変更年月日 | 令和○○年○月○日 | ※ |  |
| 変更の理由 | 社長交替のため |

備考　※印の欄には、記載しないこと。

様式第8

記入例

（承継届/騒音規制法）

承継届出書

元号表記で記入

(令和〇年など)

○○年 ○月 ○日

　　帯 広 市 長 様

住　　所　札幌市中央区南○条西○丁目

　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

氏　　名　○○株式会社

　　　　　　代表取締役社長　環境　次郎

電話番号　011-○○-○○○○

　　特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届けます。

新しい事業場の名称を記入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場の名称 | ○○株式会社　帯広工場 | ※　整理番号 | 　 |
| 工場又は事業場の所在地 | 帯広市西○条南○丁目○○ | ※　受理年月日 | 年　　月　　日 |
| 承継の年月日 | ○○年○月○日 | ※　施設番号 | 　 |
| 被承継者 | 氏名又は名称 | ●●株式会社代表取締役社長　帯広太郎 | ※備考 | 　 |
| 住所 | 帯広市西▲条南●丁目■■ |
| 承継の原因 | 法人の合併のため |

　備考　1　※印の欄には、記載しないこと。

　　　　2　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

６．特定建設作業に関する届出について

1. 特定建設作業の種類

指定地域内で次に掲げる特定建設作業を実施する場合、工事開始前に、帯広市に特定建設作業実施届【様式９】を提出しなければなりません。届出提出後、中７日開けてからの作業開始となります。ただし、工事が１日で完了する場合には、届出は不要です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定建設作業 | 騒音規制法 | 振動規制法 | 備考 |
| くい打ちくい抜きくい打くい抜機 | 既成くい | ディーゼルハンマ | ○ | ○ |  |
| ドロップハンマ | ○ | ○ |  |
| もんけん（人力） | × | × |  |
| 油圧ハンマ | ○ | ○ |  |
| エアーハンマ | ○ | ○ |  |
| バイブロハンマ | ○ | ○ |  |
| 油圧圧入、ワイヤ圧入 | ※ | × | ※くい打機及びくい抜機は届出対象圧入式くい打くい抜機（サイレントパイラ等）は対象外 |
| プレボーリング工法（アースオーガ＋直打工法） | × | ○ |  |
| プレボーリング工法（アースオーガ＋根固め） | × | × |  |
| 中掘工法（アースオーガ＋直打工法） | × | ○ |  |
| 場所打くい | オールケーシング工法（ベノト工法） | × | × |  |
| アースドリル工法 | × | × |  |
| リバースサーキュレーション工法 | × | × |  |
| 地中連続壁工法 | × | × |  |
| びょう打ち機 | リベットハンマ | ○ | × | びょう打機以外（インパクトレンチ、電動レンチ、油圧レンチ等）は対象外 |
| さく岩機 | さく孔を主とする削岩機 | ハンドハンマ（ジャックハンマ、シンカ） | ○ | × | 1日50m以上移動する作業を除く |
| レッグドリル（レッグハンマ） | ○ | × |
| ストーパ | ○ | × |
| ドリフタ | ○ | × |
| ブレーカー | ジャイアントブレーカー | ○ | ○ | 1日50m以上移動する作業を除くコンクリートカッター、コンクリート圧砕機（ニブラ等）は対象外 |
| 油圧ブレーカー | ○ | ○ |
| クローラドリル | ○ | ○ |
| ハンドブレーカー | ○ | × |
| 電動ピック | ○ | × |
| 空気圧縮機（定格出力15kW以上） | ○ | × | 電動式のもの、または削岩機の動力として使用するものは除く |
| コンクリートプラント（0.45㎥以上） | ○ | × | モルタル製造用プラントを除く |
| アスファルトプラント（200kg以上） | ○ | × |  |
| 鋼球 | × | ○ |  |
| 舗装版破砕機 | × | ○ | 1日50m以上移動する作業を除く |
| バックホウ（定格出力80kW以上） | ○ | × | 低騒音、超低騒音型機械として国土交通省告示で指定されたものを除く |
| トラクターショベル（定格出力70kW以上） | ○ | × |
| ブルドーザー（定格出力40kW以上） | ○ | × |

1. 届出の種類、届出方法

（届出時の注意点）

・届出は正本に写しを添えて、２部提出してください。

・騒音、振動共に届出が必要な場合には、それぞれ２部ずつ提出が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法律名 | 届出名 | 様式 |
| 騒音規制法 | 特定建設作業実施届出書 | 様式9 |
| 振動規制法 | 〃 | 様式9（10条関係） |

* 添付書類・・作業場付近の見取図、作業工程表、使用する建設機械のカタログ等
* 提出期限・・作業開始日の７日前まで（※届出日は日数に含めない）

様式第9

記入例（騒音規制法）

特定建設作業実施届出書

年　　月　　日

　　帯 広 市 長 様

電話番号（０１５５）　○○－　○○○○番

届出者　住　所　帯広市西○条南○丁目○○

(元請人)　　　　　○○建設株式会社

氏　名　取締役社長　帯広　太郎

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 建設工事の名称 | ○○ビル新築工事 |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 | 鉄筋コンクリート５階建 |
| 特定建設作業の種類 | 杭打ち機を使用する作業、ブレーカーを使用する作業 |
| 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様 | ○○社製　□□-□□○○社製　△△-△△ |
| 特定建設作業の場所 | 帯広市西○条南○丁目○番地 |
| 特定建設作業の実施の期間 | 自　○○年　　〇月　　〇日至　○○年　　〇月　　〇日 | 〇日間 |
| 特定建設作業の開始及び終了の時刻 | 作業開始 | 作業終了 | 作業日 | 実働時間 |
| 自　8時 | 至　17時 | 平日・土曜 | 8 時間 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 騒音の防止の方法 | 防音シートや防音壁の設置、過剰な施工を避け無駄な騒音及び振動を出さない　 |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 帯広市西○条南○丁目○番地　　　　　　電話番号○○株式会社　取締役社長　帯広　太郎　(　　　　)　　― 　　　番　　　　 |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 | ▲▲建設株式会社　　　　　　　　　　　電話番号　帯広　次郎　　　　　　　　　　　　　(　　　　)　　― 　　　番 |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 帯広市東○条南○丁目○番地　　　　　　電話番号□□有限会社　社長　環境　一郎　　　　(　　　　)　　― 　　　番　　　　 |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 帯広市東○条南○丁目○番地　　　　　　電話番号□□有限会社　社長　環境　二郎　　　　(　　　　)　　― 　　　番　　　　 |
| ※　　受理年月日 | 　 |
| ※　　審査結果 | 　 |

　備考　1　この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。

　　　　2　特定建設作業の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。

　　　　3　特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。

　　　　4　特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

　　　　5　※印の欄には、記載しないこと。

　　　　6　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

４．指定地域

騒音規制法・振動規制法・帯広市公害防止条例における規制対象となる区域（指定地域）は以下の通りです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 用途地域 | 騒音規制法（市条例）区域の区分 | 振動規制法区域の区分 | 特定建設作業区域の区分（騒音・振動） |
| 第1種低層住居専用地域 | 第1種区域 | 第1種区域 | 1号区域 |
| 第2種低層住居専用地域 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 第2種区域 |
| 第2種中高層住居専用地域 |
| 第1種住居地域 |
| 第2種住居地域**指定地域** |
| 準住居地域 |
| 近隣商業地域 | 第3種区域 | 第2種区域 | 2号区域 |
| 商業地域 |
| 準工業地域 |
| 工業地域 | 第4種区域 |
| 工業専用地域 | 除外 | 除外 | 除外 |
| 都市計画区域内の白地 | 除外 | 除外 | 除外 |
| 指定地域内の病院、学校等の80ｍ以内 |  |  | 1号区域 |

５．規制基準

・特定工場等からの騒音、振動の規制基準

「騒音規制法」「振動規制法」「帯広市公害防止条例」で規定する騒音発生施設、振動発生施設を設置する工場又は事業場（以下、「特定工場等」という。）は、当該特定工場等から発生する騒音・振動の大きさを、当該特定工場等の敷地の境界線において次の規制基準以下にしなければなりません。

※北海道公害防止条例については、規制基準はありません

（騒音）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時間区分区域区分 | 昼間 | 朝夕 | 夜間 |
| 8：00～19：00 | 6：00～8：0019：00～22：00 | 22：00～6：00 |
| 第１種区域 | ４０ | ４０ | ４０ |
| 第２種区域 | ５５ | ４５ | ４０ |
| 第３種区域 | ６５ | ５５ | ５０ |
| 第４種区域 | ７０ | ６５ | ６０ |

単位：デシベル（ｄＢ）

（振動）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間区分区域区分 | 昼間 | 夜間 |
| 8：00～19：00 | 19：00～8：00 |
| 第１種区域 | ６０ | ５５ |
| 第２種区域 | ６５ | ６０ |

単位：デシベル（ｄＢ）

・特定建設作業に伴い発生する騒音、振動の規制基準

特定建設作業に伴う騒音・振動が以下の表に示す基準に適合しないことで、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときには、工事を施工する事業者に対して指導等が行われます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 規制基準 | 作業ができる時間 | 1日の作業時間 | 同一場所における作業時間 | 作業禁止日 |
| 騒音規制法 | 振動規制法 |
| 1号区域 | 敷地境界で85dB以下 | 敷地境界で75dB以下 | 7時～19時 | 10時間を超えないこと | 連続して6日を超えないこと | 日曜、その他の休日 |
| 2号区域 | 6時～22時 | 14時間を超えないこと |
| 例外 |  | 災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、道路法に基づき夜間に行う作業 | 作業を開始した日に終わる場合、災害等の事態、人の生命等の危険防止についての作業 | 災害等の事態、人の生命等の危険防止についての作業 | 災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、変電所の工事、道路法に基づき日曜祝日に行う作業 |